

B. 文化芸術事業

1. 事業の趣旨・目的

群馬県内の文化芸術分野における公益の増進を目的として、県民の文化芸術水準の向上に資する事業・活動を行う地方公共団体等に対し、必要な資金の一部を助成します。本助成事業を通じて、地域社会の持続的発展および公益的課題の解決に寄与することを目的とします。

2. 助成対象事業

(1) 次の要件をすべて満たす事業を対象とします。

- ・群馬県内の地方公共団体等が主体となり実施する、県民の文化芸術水準の向上に寄与する公益性の高い事業※
- ・群馬県内において、県内の団体や住民を主な対象として実施する事業
- ・原則として、2026年10月1日（木）から2027年3月31日（水）までに実施される事業

※ 地方公共団体については自らが主体となり、民間団体等と連携して実施する事業も申請可能です（但し、申請者は当該事業を主体となって運営する地方公共団体に限ります）。

(2) 但し、次の事業に一つでも該当した場合、助成の対象となりませんので、ご注意ください。

- ・県民の幅広い参加機会や鑑賞機会が認められない事業
- ・事業実施による効果が、特定の個人あるいは少数の者にしか及ばない事業
- ・専ら営利、特定の企業や団体組織の宣伝・広報を目的とする事業
- ・特定の宗教・思想・政治団体等との関連が強い事業
- ・暴力団、暴力団員その他の反社会的勢力、もしくはそれらと密接な関係がある団体・個人による事業
- ・その他、当財団がふさわしくないと判断した事業

3. 助成対象者

(1) 次に掲げる団体を対象とします。

- ・群馬県内の地方公共団体等※

※ 「地方公共団体等」とは、地方公共団体のほか、公益法人、特定非営利法人など法人格を有する団体も含まます (個人や任意団体は該当しません)。

(2) 但し、上記に該当する団体であっても、地方公共団体以外の組織については、次に掲げる要件をすべて満たすものに限ります。

- ・群馬県内に住所または活動の本拠を有すること
- ・定款や規約等の定めを有し、団体の意思決定および執行を行う組織体制が確立されていること
- ・団体自らが経理および監査を行うことのできる会計組織を有していること

4. 助成金額

(1) 1件あたりの助成金上限額は特に定めておりません。但し、申請内容や予算規模等を勘案して、助成金額および採択件数を決定します。

(2) 交付申請額が必ずしも満額補助されるものではありませんので、ご注意ください。

5. 助成対象経費

(1) 申請事業に係る経費全般です。

(2) 但し、通常の団体運営に係る経費（人件費・交通費を含む）は対象外です。

6. 募集期間

2026年8月3日(月)～2026年8月14日(金)

7. 申請方法

(1) 申請者は、本募集要項の「2. 助成対象事業」実施主体であり、「3. 助成対象者」を満たす団体に限ります。

(2) 申請者は、当財団のホームページ (<https://gunginzaidan.jp/>) より、次の書類をダウンロードし、必要事項を記入してください。

- ・団体概要書 (Excel)
- ・事業計画書 (Excel)

(3) また、地方公共団体以外の申請者は、次の資料をご準備ください。

- ・定款や規約等団体における定めが明記されている資料のコピー
- ・団体の役員名簿のコピー
- ・前年度決算書、今年度予算書など団体の財務概要が分かる資料

(4) 上記の(2)、(3)を添付して、以下の要領でメール送信してください。

件名	2026 年度 公募事業（文化芸術） 申請の件
本文	団体名
	住所
	連絡先（電話番号、メールアドレス）
	ご担当者名

(5) 送付先は次のメールアドレスです。

申込書類は下記アドレス宛、メールにて送信願います。

E-mail contact@gunginzaidan.jp

※郵送や当財団への持ち込み等、メール送信以外の申請は受け付けませんので、ご注意ください。

8. 助成金交付決定等の取り消し等

(1) 次の場合には、助成の全額あるいは一部を取り消し、既交付の場合には返還していただくことがあります。

- ・事業が中止された場合
- ・事業内容が届けなく変更された場合
- ・助成金が助成対象以外の用途に使用された場合
- ・決まった期日までに実施報告書が提出されず、事業実施後の検証が困難な場合

9. 選考方法

- (1) 当財団が設置する審査委員会において、以下の観点から総合的に審査・選考し、最終的に理事会で決定いたします。

項目	内容
目的の正当性	申請事業の内容が当財団の助成趣旨に合致しているか
公益性	地域社会が抱える課題に対して寄与するか
実現可能性	申請事業を遂行できるか
発展可能性	申請事業が将来にわたり、発展・継続しそうか

10. 選考結果の通知

- (1) 選考結果は9月下旬頃を目途に、すべての応募者に対して通知します。
- (2) 選考内容および結果に関するお問い合わせには一切応じられませんので、あらかじめご了承ください。

11. 助成金の交付

- (1) 申請者名義の銀行口座への振込によって行います。
※申請者名義以外の銀行口座への振込は行いません。
- (2) 交付時期については、採択する事業の内容を考慮して選考結果の通知後に別途協議のうえ決定します。

12. 事業報告書の提出

- (1) 事業完了日から30日以内に、事業報告書および収支報告書を提出していただきます。
- (2) 但し、事業完了日※が3月8日以降となる場合は、4月8日までに提出する必要があります。

※事業完了日は、助成対象経費の支出完了日とします。

例：劇場などを使用する公演事業の場合、事業完了日はその公演日を指すのではなく、助成対象経費の支出が行われた最終日となります。

1 3. 事業計画の変更について

- (1) 申請受付後、申請した事業の内容を変更・中止する場合は、速やかに当財団の事務局にご連絡ください。

1 4. その他の事項

- (1) 申請事業を実施するにあたり、チラシ・ポスター・プログラム等に、当財団から助成を受けている旨を表示していただきます。
- (2) 当財団からの助成と重複して、他団体等からの助成、協賛を受ける事業も対象ですが、実際の支出額を超える重複請求は認められません。

以上

応募先・お問い合わせ先
公益財団法人ぐんぎん財団
事務局 田中・手島
電 話 027-255-6160
E-mail contact@gunginzaidan.jp